

■ 北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会 専門部会設置要綱の改正について

《改正内容》

「駅舎デザイン検討部会」が新小樽（仮称）駅デザインの検討を終え、設置目的の達成により解散することに伴う改正

新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会 専門部会設置要綱</p> <p>制定 令和元年8月29日 改正 令和3年8月6日 改正 令和6年 月 日</p>	<p>北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会 専門部会設置要綱</p> <p>制定 令和元年8月29日 改正 令和3年8月6日</p>
<p>第1条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 部会の種類及び所掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 街並み・交通アクセス部会 新駅周辺の街並みに関する事項及び新駅からの2次交通の確保等に関する事項</p> <p>(2) 観光・産業振興部会 新幹線開業に伴う観光客の誘致促進及び機運醸成等に関する事項</p> <hr/> <p>2 各部会の委員（以下「部会委員」という。）は、次に掲げる者のうちから会長が指名する。</p> <p>(1) 北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会委員所属団体の推薦者</p> <p>(2) その他会長が必要と認める者</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 部会の種類及び所掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 街並み・交通アクセス部会 新駅周辺の街並みに関する事項及び新駅からの2次交通の確保等に関する事項</p> <p>(2) 観光・産業振興部会 新幹線開業に伴う観光客の誘致促進及び機運醸成等に関する事項</p> <p><u>(3) 駅舎デザイン検討部会 新駅のデザインに関する事項</u></p> <p>2 各部会の委員（以下「部会委員」という。）は、次に掲げる者のうちから会長が指名する。</p> <p>(1) 北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会委員所属団体の推薦者</p> <p>(2) その他会長が必要と認める者</p>
<p>第3条～第7条 (略)</p>	<p>第3条～第7条 (略)</p>
<p>附 則 この要綱は、令和元年8月29日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和3年8月6日から施行する。</p> <p>附 則 <u>この要綱は、令和6年 月 日から施行する。</u></p>	<p>附 則 この要綱は、令和元年8月29日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和3年8月6日から施行する。</p> <hr/>